

# 令和3年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

土地・家屋と同様、事業の用に供されている償却資産（構築物や機械、器具・備品等）には、固定資産税が課税されます。償却資産については、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を資産の所在地の市町村長に対して申告することが義務付けられています。

（地方税法第383条）

この「申告の手引き」を参照の上、申告書等を作成していただき、期限内に提出してください。

提出期限	<u>令和3年2月1日（月）</u> ※期限間際は窓口が混雑しますので、お早めにご提出ください。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>償却資産申告書（償却資産課税台帳）</u></li><li>• <u>種類別明細書（増加資産・全資産用）</u></li><li>• その他必要な書類</li></ul>
提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 窓口（本庁または各市民センター）提出</li><li>• インターネット（eL T A X利用）による提出</li><li>• 郵送による提出</li></ul> <p>※申告書を郵送の場合で、申告書（受付印押印）の控用が必要な人は、返信の宛先を記載し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。</p>
提出先 （問合せ先）	〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号 <u>唐津市役所 市民部 税務課 固定資産係</u> ☎0955-72-9118 ※提出については、各市民センター税務担当窓口でも受け付けます。



I	償却資産の申告について	1
1	提出書類	1
2	申告が必要な人	1
3	初めて申告する人	1
4	前年度まで申告した人	2
5	1月1日（賦課期日）現在、市内で事業をしていない人	2
6	電子申告について	2
II	償却資産のあらまし	3
1	償却資産とは	3
2	申告の対象となるもの	3
3	申告の対象とならないもの	3
4	少額資産等の取扱い	4
5	リース資産について	4
6	家屋の建築設備と償却資産の区分	5
7	主な業種別の償却資産	6
8	主な償却資産の耐用年数表	7
9	国税と市税の取扱いの相違点	8
III	償却資産の評価と課税の仕組み	8
1	評価額の計算式	8
2	税額の計算方法・免税点	8
3	定率法による減価率と減価残存率	9
4	固定資産の軽減措置等について	9
5	実地調査について	9
IV	記載事例	10
1	償却資産申告書の記載事例	10
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載事例	12

# I 償却資産の申告について

## 1 提出書類

### (1) 提出書類

償却資産申告書（償却資産課税台帳） 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※減価償却費の計算の写し（個人）、固定資産台帳の写し（法人）を添付してください。

### (2) 記入上の注意

- ① 記入にはボールペンを用いてください。
- ② 償却資産申告書（償却資産課税台帳）を提出の際には、資産の増減などに関らず、氏名欄に記名・押印のうえ、電話番号を必ず記入してください。
- ③ 訂正する場合は、訂正部分に二重線を引き、余白に正しい内容を記載してください。
- ④ 規定の様式に準じていれば、自社電算等による様式で申告することができます。ただし、提出の際、同封の申告書（提出用）を必ず添付してください。

### (3) マイナンバー（個人（法人）番号）の取扱いについて

個人番号を記載した申告書を提出する場合、番号法に定める本人確認を行います。その際、次の確認用資料を用意してください。郵送の場合は写しなどの添付が必要になりますのでご注意ください。

#### 【本人が提出する場合】

番号確認資料	+	身元確認資料
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード（裏面）</li><li>・通知カード</li><li>・住民票（個人番号が記載されたもの）</li></ul> 上記のうち、いずれかを提示してください。		<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード（表面）</li><li>・運転免許証</li><li>・パスポート など</li></ul> 上記のうち、いずれかを提示してください。

※本人が提出する場合、マイナンバーカードを提示することで番号と身元を同時に確認できます。

#### 【代理人が提出する場合】

本人の番号確認資料	+	代理人の身元確認資料	+	代理権確認資料
<ul style="list-style-type: none"><li>・本人のマイナンバーカード（裏面）</li><li>・本人の通知カード</li><li>・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）</li></ul> 上記のうち、いずれかを提示してください。		<ul style="list-style-type: none"><li>・代理人のマイナンバーカード（表面）</li><li>・代理人の運転免許証</li><li>・代理人の税理士証 など</li></ul> 上記のうち、いずれかを提示してください。		<ul style="list-style-type: none"><li>・税務代理権限証書（税理士）</li><li>・委任状</li></ul> 上記のうち、いずれかを提示してください。

## 2 申告が必要な人

唐津市内に土地や家屋以外の事業用に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告することが義務付けられています。

## 3 初めて申告する人

### (1) 申告すべき資産がある場合

提出書類 … 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

### (2) 申告すべき資産がない場合

提出書類 … 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」のみ

（「18備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。）

## 4 前年度まで申告した人

### (1) 資産の増減がある場合

#### ① 資産の増加がある場合

提出書類 … 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

#### ② 資産の減少がある場合

提出書類 … 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

### (2) 資産の増減がない場合

提出書類 … 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

（「18備考」欄に「増減なし」と記載してください。）

## 5 1月1日（賦課期日）現在、市内で事業をしていない人

提出書類 … 償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

（「18備考」欄の記入例を参照の上、記載してください。）

理 由	「18備考」欄の記入例
倒産・廃業	「理由及び倒産（廃業）年月日」を記載してください。
市外転出	「〇年〇月〇日転出」と記載してください。
個人死亡 ⇒ 個人継承	「〇年〇月〇日〇〇死亡につき、〇〇が資産継承」と記載してください。
個人廃業 ⇒ 法人設立	「〇年〇月〇日法人設立。法人名〇〇(株)」などと記載してください。
休 業	「〇年〇月〇日休業」と記載してください。
市内事業所なし	「唐津市内に事業所なし。登記簿上の所在地は唐津市だが、〇〇市で営業」などと記載してください。

## 6 電子申告について

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きに従って、インターネット上から申告することができます。具体的な操作方法については、eLTAX（地方税ポータルシステム）ヘルプデスクへ、お尋ねいただくかホームページでご確認ください。

※連絡先 一般社団法人 地方税電子化協議会 eLTAXヘルプデスク 電話番号0570-081459

（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝、年末年始除く）

## II 償却資産のあらまし

### 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その所得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

### 2 申告の対象となるもの

- (1) 耐用年数が2年以上で取得価格が10万円以上の資産  
※取得価格が10万円未満であっても固定資産として計上されている資産については申告対象
- (2) 耐用年数を経過した資産で、帳簿上残存価格のみが計上されている資産であっても、事業の用に供することができる資産
- (3) 帳簿に記録されていない、いわゆる簿外資産
- (4) 遊休・未稼働であっても、事業の用に供することができる資産
- (5) 減価償却を行っていない場合でも、本来、減価償却が可能な資産
- (6) 従業員の福利厚生のために供されている設備、備品などの資産
- (7) 他の事業所に貸し付けている資産（いわゆるリース資産）
- (8) 割賦購入資産で、割賦金を未完済であっても、既に事業の用に供することができる資産
- (9) 資産の価値を増加させるためにした修理、改良などの費用
- (10) 大型特殊自動車（車両番号の分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」のもの）※移動性償却資産、建設用機械などの可動性償却資産の、主たる定置場が唐津市内である場合は、唐津市に申告してください。
- (11) 賃借人（テナント）等が施工した内装、造作及び建築設備等の資産（特定付帯設備）  
※賃借人（テナント）等が施工した特定付帯設備は、地方税法第343条第9項及び唐津市税条例第54条第7項の規定により、償却資産の申告をしてください。
- (12) 中小企業者等の少額資産の特例により損金算入した30万円未満の資産

### 3 申告の対象とならないもの

- (1) 一時に損金（必要な経費）に算入された、取得価格が10万円未満の資産
- (2) 3年間で一括して損金（必要な経費）に算入された、取得価格が20万円未満の資産
- (3) 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用や興行用の動植物は申告対象）
- (4) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど）
- (5) 家庭用のみ使用される資産（家庭と事業で共用される資産は申告対象）
- (6) 土地、家屋
- (7) たな卸資産（商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど）

- (8) 繰延資産（創業費、開業費など）
- (9) リース資産（ただし、無償譲渡される資産、割賦で購入する資産は申告対象）
- (10) 自動車税が課税される自動車、軽自動車税が課税される軽自動車（小型特殊自動車含む）

《小型特殊自動車に該当するもの》

車両の種類		該当要件
小型特殊自動車	農耕用	乗用装置がある最高速度が時速 35 km未満のもの ※歩行型は、償却資産の課税対象
	その他	車両の長さ 4.7m以下、車両の幅 1.7m以下、車両の高さ 2.8m以下、最高速度 時速 15 km以下、のすべてを満たすもの

#### 4 少額資産等の取扱い

国税の取扱い	市税（固定資産税）の取扱い
取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	課税対象外のため申告不要
取得価額 20 万円未満の資産のうち、3年で均等償却したもの（一括償却資産）	課税対象外のため申告不要
取得価額 30 万円未満の資産で、取得価額の全額を損金に算入する特例適用を受けたもの（即時償却）	課税対象のため要申告
個別償却	課税対象のため要申告

#### 5 リース資産について

ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについては、リース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産の申告をする必要があります。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除外されます。

## 6 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋に取付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備（電気設備、衛生設備、空調設備など）は、原則として家屋に含めて取り扱います。次の表は、償却資産と家屋の一般的な区分の例示です。償却資産となるものは申告が必要になります。

設備の種類		償却資産となる資産（申告対象）	家屋に含まれる資産（申告不要）
内装（床、壁、造作等）		賃借人（テナント）等が施工した建築設備等	工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備（配線・配管を含む）	—
	動力、配線設備	業務用の設備一式（配線・配管を含む）	左記以外の設備
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	—
	照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機等の装置	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	左記以外の設備
	インターホン設備	集合玄関機（平成27年1月1日以降設置分は家屋）	親機、子機、配管、配線等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
TV 共聴設備	テレビ、カメラ等	屋内配管、アンテナ、ケーブル	
空調設備	壁掛・窓掛等のルームエアコン、業務用空調設備	天井や壁面などへの埋め込み式等家屋と一体の設備一式	
消火設備	ホース及びノズル、消火器等	消火栓設備、スプリンクラー設備	
給排水設備	屋外の給排水設備、引込工事、業務用給排水設備	左記以外の設備	
給湯設備	給湯設備（ユニットバス等を除く）業務用給湯設備	中央制御式給湯設備、ユニットバス用給湯設備	
運搬設備	工事用ベルトコンベアー等	エレベーター、エスカレーター等家屋と一体の設備一式	
厨房設備等	顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店、旅館、飲食店等）	サービス設備以外の設備一式	
コンピュータ設備	機器・端末一式、LAN 設備（配線・配管を含む）POS システム（配線・配管を含む）		
間仕切り	移動、撤去ができるもの		
外構工事	門、塀、舗装路面、砂利敷き、融雪装置、擁壁、外構、庭園、ポール等		
その他	カーテン、ブラインド、袖看板、文字看板、避難器具、総合郵便受等		

## 7 主な業種別の償却資産

業 種	償却資産となる資産
各業種に共通する償却資産	駐車（輪）場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・扉・外構・外灯・ネオンサイン・広告塔・中央監視制御装置・看板・簡易間仕切・応接セット・ロッカー・キャビネット・エアコン・パソコン・コピー機・テレビ・金庫・レジスター・陳列棚・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
小売業	商品陳列ケース・陳列棚・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫等
飲食業	接客用家具・自動販売機・自動食器洗浄器・厨房設備・カラオケセット・テレビ・放送設備・冷蔵庫・冷凍庫等
理容業・美容業	理（美）容椅子・洗面設備・タオル蒸器・テレビ等
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス・ドライ機等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波設定器、CTスキャン）医療ガス設備・レントゲン・各種キャビネット等
駐車場業	柵・照明等の電気設備・駐車装置（機械設備、ターンテーブル）・フェンス等
旅館・ホテルバー・喫茶・軽食	ステレオ・ガスレンジ・洗濯設備・ポイラー・自動食器洗浄器・製氷機・楽器・ミラーボール・放送設備・温泉井戸・温泉循環器等
娯楽業	パチンコ台・パチスロ台・島設備・ゲームマシン・両替機・玉貸機 玉計数機・カラオケセット・接客用家具・ネオンサイン・スポットライト等
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機等
建設業	ブロックゲージ・トランスショッパー・ポンプ・ポータブル発電機・ブルトラー・パワーショベル・コンクリートカッター・ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス・スチームクリーナー・オートリフト・テスター・オイルチェンジャー・充電器・洗車機・コンプレッサー・卓上ボール盤・ジャッキ・溶接機・地下槽・ガソリン計量器・地下タンク・スポットライト・投光器・自動販売機・独立キャノピー等
工場・鉄工業	施盤・ボール盤・フライス盤・研削盤・プレス盤・溶接機・グラインダー等・プレス機・看板・金型・洗浄給水設備・貯水設備・福利厚生設備・圧縮機等
船舶業	船・エンジン・レーダー・計測装置・魚群探知機等
農業	ハウス・田植機・稲刈機・脱穀機・加温機・動噴・葱洗い機・ヒートポンプ・コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、電力引込線・屋外給排水管・門扉・フェンス・緑化設備（植木等）・堀・外灯等



## 8 主な償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途等	耐用年数	種類	構造又は用途等	耐用年数
建物 附属 設備	電気及び照明設備（蓄電池電源設備）	6	器具 工具 及び 備品	複写機、計算機（電子計算機を除く）、 タイムレコーダー、その他これらに類 するもの	5
	〃（その他のもの）	15		ラジオ、テレビ、テープレコーダーそ の他の音響機器	5
	給排水又は衛生設備（ガス設備など）	15		応接セット	8
	昇降機設備（エレベーター）	15		看板、ネオンサイン及び気球	3
	〃（エスカレーター）	17		理容又は美容機器	5
	ドア自動開閉設備	12		自動販売機	5
	可動間仕切り（簡易なもの）	3		主として金属製のもの	10
	〃（その他のもの）	15		その他のもの	5
	日除け設備（主として金属のもの）	15			
〃（その他のもの）	8				
構築物	緑化施設及び庭園（工場用）	7	機械 及び 装置	総合工事業用設備	6
	〃（工場用以外）	20		ブルドーザー、パワーショベルその他 の自走式作業用設備	
	舗装道路・舗装路面（コンクリート敷、ブ ック敷、れんが敷、石敷のもの）	15		その他の建設工業設備	17
	〃（アスファルト敷、木れんが敷のもの）	10		事業用太陽光発電設備（屋根材一体型 を除く）	
	〃（ビジュアル敷のもの）	3		農業用設備	7
	〃（ビジュアル敷のもの）	3		歩行型トラクター	
	立体駐車場設備（金属造りのもの）	15		耕うん整地用機具	
	ビニールハウス（鉄骨）	14		耕土造成改良用機具	
ビニールハウス（パイプ）	8	栽培管理用機具			
外灯（街路灯）	10	防除用機具			
船舶	鋼船（しゅんせつ船及び砂利採取船）	7	機械 及び 装置	穀類収穫調整用機具	10
	〃（発電船及びとう載漁船）	8		飼料作物収穫調整用機具	
	〃（ひき船）	10		果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	
	〃（その他のもの）	12		その他の農作物収穫調整用機具	
	木船（とう載漁船）	4		農産物処理加工用機具（精米機又は 精麦機を除く）	
	〃（しゅんせつ船及び砂利採取船）	5		ヒートポンプ	
	〃（動力漁船及びひき船）	6		動噴	
	エンジン、レーダー、計測装置	5		加温機	
	ウインチ	5		家畜飼養管理用機具	
器具 工具 及び 備品	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの（ロッカー） その他のもの	15 8	注意 ① 農耕作業車等で乗用できるものは、軽自動車と して申告してください。 ② 耐用年数が不明な場合は、摘要欄に資産の詳しい特徴等を記載しておいてください。 ③ 詳細は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省 令」を参照してください。	その他の農業用機具	5 8
	陳列棚及び陳列ケース	6		漁業用設備、水産養殖業用設備	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの			飲食店用設備	
	冷房用又は暖房用機器	6		厨房設備	8
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これら に類する電気又はガス機器	6		自動食器洗浄機	
	食事又は厨房用品	2 5			
	陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの				
	電子計算機	4 5			
	パソコン（サーバー用を除く） その他のもの（レジスター）				
	ベット	8			
	ファイバースコープ	6			
	金庫	20			

## 9 国税と市税の取扱いの相違点

国税と市税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	市税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は、定率法を適用 （固定資産評価基準に定められた減価率を用いる）  ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同じ	建物以外は定率法、定額法の選択  ※定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません ※補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行った場合は、圧縮前の取得価額としてください。	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
評価額の最低限度	取得価格の5%	備忘価格（1円）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能 （法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第133条または所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります	損金算入が可能 （租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5）

## Ⅲ 償却資産の評価と課税の仕組み

### 1 評価額の計算式

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産（初年度）	前年前に取得した資産（2年度目以降）
評価額＝取得価額× $\frac{(1 - \text{減価率} \times 1/2)}{\text{減価残存率}}$	評価額＝前年度の評価額× $\frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}}$

### 2 税額の計算方法・免税点

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税 率} \\ (100\text{円未満切捨}) & & (1,000\text{円未満切捨}) & & (1.4\%) \end{array}$$

※唐津市内に有する資産の評価額の合計

課税標準額が150万円未満の場合（免税点未満）は課税されません。ただし、申告は必要です。

### 3 定率法による減価率と減価残存率

耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率
	A：前年中取得	B：前年前取得			A：前年中取得	B：前年前取得	
1	-	-	-	16	0.933	0.866	0.134
2	0.658	0.316	0.684	17	0.936	0.873	0.127
3	0.732	0.464	0.536	18	0.940	0.880	0.120
4	0.781	0.562	0.438	19	0.943	0.886	0.114
5	0.815	0.631	0.369	20	0.945	0.891	0.109
6	0.840	0.681	0.319	21	0.948	0.896	0.104
7	0.860	0.720	0.280	22	0.950	0.901	0.099
8	0.875	0.750	0.250	23	0.952	0.905	0.095
9	0.887	0.774	0.226	24	0.954	0.908	0.092
10	0.897	0.794	0.206	25	0.956	0.912	0.088
11	0.905	0.811	0.189	26	0.957	0.915	0.085
12	0.912	0.825	0.175	27	0.959	0.918	0.082
13	0.919	0.838	0.162	28	0.960	0.921	0.079
14	0.924	0.848	0.152	29	0.962	0.924	0.076
15	0.929	0.858	0.142	30	0.963	0.926	0.074

取得価格700,000円、取得年月 令和2年7月、耐用年数3年の場合

令和3年度の評価額 700,000円×0.732 =512,400円  
 令和4年度の評価額 512,400円×0.464 =237,753円 ◆前年中取得の減価残存率：0.732  
 令和5年度の評価額 237,753円×0.464 =110,317円 ◆前年前取得の減価残存率：0.464  
 令和6年度の評価額 110,317円×0.464 = 51,187円  
 令和7年度の評価額 51,187円×0.464 = 23,750円 < 35,000円

※令和7年度で算出額が取得価格の5%（35,000円）より小さくなるので、以降は当該資産が除却となるまで35,000円の評価となります。

### 4 固定資産の減免・軽減等について

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

申告書・添付書類等の詳細については、市役所税務課固定資産税係までお問い合わせください。

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については非課税となります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2及び15条の3に定める資産については、規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条（固定資産税の減免）の規定に基づき、所有者から申請があった場合、固定資産税の全部又は一部が免除になります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度の固定資産税の軽減措置

地方税法附則第63条（令和2年12月31日以前は附則第61条）に定める一定の要件を満たした中小事業者等の方は、固定資産税（事業用家屋・償却資産）が軽減されます。詳細については同封のチラシまたは唐津市ホームページをご覧ください。

### 5 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条（質問調査権）及び第408条（実地調査）に基づいて、電話による問合せや、資料の提出依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力ください。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定により過料を科されることがあります。また、実施調査に伴い、修正申告が必要な場合があります。その際には、現年度のみでなく、5年度分まで遡及して修正することや家屋の評価を変更することもありますので、ご承知ください。過年度分については追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。

# IV 記載事例

## 1 償却資産申告書の記載事例

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。  
初めて申告される方へは印字された申告書は同封していません。

令和3年 1月 15日		令和3年度		※ 所有者コード		98765432
佐賀県唐津市長 様		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		短縮耐用年数の承認		有・無
1	(ふりがな) 住所 又は納税通知書送付先	T 847-8511 唐津市西城内1番1号	1234567890123 飲食業 ( 3 百万円)	8	増加償却の届出	有・無
2	(ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	株式会社 唐津商事 唐津市西城内 (電話 72-●●●●)	H4年 4月 H4年 4月 唐津 花子 唐津 花子 (電話 72-●●●●) 唐津 花子 (電話 72-●●●●) 唐津 花子 (電話 72-●●●●)	9	非課税該当資産	有・無
3	個人番号又は法人番号	1234567890123	1234567890123	10	課税標準の特例	有・無
4	事業種目 (資本金等の額)	飲食業	飲食業	11	特別償却又は圧縮記帳	有・無
5	事業開始年月	H4年 4月	H4年 4月	12	税務会計上の償却方法	定率法・定額法
6	この申告に応答する者の係及び氏名	唐津 花子	唐津 花子	13	青色申告	有・無
7	税理士等の氏名	唐津 花子	唐津 花子	14	① 唐津市南城内1番1号(自己所有)	
8	取得価額	1,840,000	3,000,000	15	② 唐津市大名小路1番1号(借家)	
9	前年中に取得したもの(イ)前年中に減少したもの(ロ)前年中に取得したもの(ハ)計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	1,840,000	3,000,000	16	③	
10	19	1,840,000	3,000,000	17	④	
11	20	0	0	18	備考 (添付書類等)	
12	0	0	0			
13	0	0	0			
14	0	0	0			
15	0	0	0			
16	0	0	0			
17	0	0	0			
18	0	0	0			
19	0	0	0			
20	0	0	0			
21	0	0	0			
22	0	0	0			
23	0	0	0			
24	0	0	0			
25	0	0	0			
26	0	0	0			
27	0	0	0			
28	0	0	0			
29	0	0	0			
30	0	0	0			
31	0	0	0			
32	0	0	0			
33	0	0	0			
34	0	0	0			
35	0	0	0			
36	0	0	0			
37	0	0	0			
38	0	0	0			
39	0	0	0			
40	0	0	0			
41	0	0	0			
42	0	0	0			
43	0	0	0			
44	0	0	0			
45	0	0	0			
46	0	0	0			
47	0	0	0			
48	0	0	0			
49	0	0	0			
50	0	0	0			
51	0	0	0			
52	0	0	0			
53	0	0	0			
54	0	0	0			
55	0	0	0			
56	0	0	0			
57	0	0	0			
58	0	0	0			
59	0	0	0			
60	0	0	0			
61	0	0	0			
62	0	0	0			
63	0	0	0			
64	0	0	0			
65	0	0	0			
66	0	0	0			
67	0	0	0			
68	0	0	0			
69	0	0	0			
70	0	0	0			
71	0	0	0			
72	0	0	0			
73	0	0	0			
74	0	0	0			
75	0	0	0			
76	0	0	0			
77	0	0	0			
78	0	0	0			
79	0	0	0			
80	0	0	0			
81	0	0	0			
82	0	0	0			
83	0	0	0			
84	0	0	0			
85	0	0	0			
86	0	0	0			
87	0	0	0			
88	0	0	0			
89	0	0	0			
90	0	0	0			
91	0	0	0			
92	0	0	0			
93	0	0	0			
94	0	0	0			
95	0	0	0			
96	0	0	0			
97	0	0	0			
98	0	0	0			
99	0	0	0			
100	0	0	0			

電算による申告の場合を除き、記載の必要はありません。

※1~17までの欄は、必ずご記載ください。印刷している内容に変更等がある場合は、その箇所を二重線で消し、余白に正しい内容を記載してください

## 1 住所又は納税通知書送付先

印刷されている内容に変更がある場合は、二重線を引いて訂正し、正しい内容を記載してください。法人の場合は、本店の所在地を記載してください。電話番号は、必ず記載してください。

## 2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

法人の場合は法人名称と代表者氏名、個人の場合は氏名（事業主）を記載し、押印してください。

※法人の場合は、代表者印を押印してください。（代表者の個人の印ではありません。）

## 3 個人番号又は法人番号

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）により通知された番号の記載が必要です。個人の場合は個人番号（12桁）を法人の場合は法人番号（13桁）を右づめで記載してください。

## 4 事業種目

事業種目を具体的に記載してください。（例：農業・不動産業など）また、法人の場合は資本金又は出資金を記載してください。

## 5 事業開始年月

事業開始年月（法人設立年月）を記載してください。

## 6 この申告に应答する者の係及び氏名

この申告について应答される方の係名、氏名及び連絡がとれる電話番号を記載してください。

## 7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

## 8～14 短縮耐用年数の承認等

該当する項目を○で囲んでください。

## 15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地

唐津市内における事業所等資産の所在地を記載してください。

## 16 借用資産（有・無）

借用（リース）資産の有無を○で囲んでください。借用（リース）資産がある場合は、リース会社等の住所、氏名、電話番号を記載してください。リース期間満了後に所有権がリース会社から所有者へ移転するような契約の場合は、申告の対象となる場合があります。

## 17 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

## 18 備考（添付書類等）

・倒産、廃業、転出、事業継承、法人設立、休業、市内事業所なしなどいずれかに該当する場合は、その理由とその年月日を記載してください。

・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項を記載してください。

・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、添付する関係書類の名称、その適用条項を記載してください。

・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項がある場合は、その事項を記載してください。

## 19 前年前に取得したもの（イ）

令和3年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

## 20 前年中に減少したもの（ロ）

令和2年1月2日から令和3年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

## 21 前年中に取得したもの（ハ）

令和2年1月2日から令和3年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

## 22 取得価額の合計（ニ）

19～21までの計を記載してください。

## 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載事例

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。初めて申告される方は印字された申告書は同封していません。

※ 所有者コード		※		令和3年度		所有者名		枚のうち			
98765432				種類別明細書（増加資産・全資産用）		株式会社 唐津商事		1 枚目			
1	2	3	4	5	6	7	(ハ)	(ニ)	8	9	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
					十億 百万 千 円			十億 百万 千 円			
1	1	駐車場舗装工事	1	H22.10	1 840 000 10	10	0.794	520 848		1・2 3・4	
2	6	プリンター	1	H22.10	160 000 5	5	0.631	13 043		1・2 3・4	
3	6	陳列ケース	2	H22.10	345 000 8	8	0.750	71 635		1・2 3・4	資産名称変更
4	6	ルームエアコン	1	H29.5	180 000 540 000	6	0.681	143 255		1・2 3・4	3台中2台(360,000円) 他支店へ移動
5	6	タイムレコーダ	5	H25.4	800 000 5	5	0.631	97 850		1・2 3・4	R2.5月 廃棄
6	1	内装造作工事	1	R2.6	3 000 000 10	10				① 2 3・4	
7	6	レジスター	1	R2.11	215 000 5	5				① 2 3・4	
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
			小計	7	5 740 000			846 131			
			8		3 185 000						

電算による申告の場合を除き、記載の必要はありません。

(1) 初めて申告される方には、白紙の明細書をお送りしています。  
 (2) 前年度以前に申告された方には、申告資産が出力されていますので、ご確認ください。  
 ア 変更等により訂正した資産については二重線で消し、余白に正しい事項を記載してください。  
 イ 廃棄・除却等により減少した資産については二重線で消し、摘要欄に除却年月と理由を記載してください。  
 ウ 新規取得等により増加した資産については出力されていますが資産の下行から記載してください。  
 ※ 書ききれない場合は、ブラックをご使用ください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他いづれかに○印を付けてください

## 1 資産の種類

構築物＝1、機械及び装置＝2、船舶＝3、航空機＝4、車両及び運搬具＝5、工具・器具及び備品＝6の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。

## 2 資産コード

記載する必要はありません。

## 3 資産の名称等

資産の名称及び規格等を記載してください。

## 4 数量

資産の数量を記載してください。

## 5 取得年月

取得した年月を記載してください。  
(年号表記) 明治＝M、大正＝T、昭和＝S、平成＝H、令和＝Rと記載してください。

## 6 取得価額

当該資産の取得価額を記載してください。

取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するための費用を含む。)です。

※消費税については、税込経理方式を選択されている場合は取得価額に含めてください。

※補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行った場合は、圧縮前の取得価額としてください。

## 7 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び別表第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。

## 8 増加事由

該当するものを番号を○で囲んでください。

新品取得＝1、中古取得＝2、企業内移動による受入れ＝3、その他＝4

※4の場合は、具体的な事由を記載してください。

※移動による受入れの場合の取得年月は、当月取得した年月を記載してください。

## 9 摘要

当該資産について次のような事項を記載してください。

(1) 減少の場合

ア 当該資産が減少した事由等

(ア) 売却：売却日、売却先の名称

(イ) 滅失：滅失日、滅失の理由

(ウ) 移動：移動日、受け入れ先の所在地

(エ) その他：減少日、減少の理由

イ 資産の一部が減少した場合は次の例のように記載してください。

例) 当初取得価額 100 万円 (数量 5) のうち 40 万円 (数量 2) 分減少

(2) 増加の場合

ア 課税標準額の特例がある資産は、その適用条項 (例：第 349 条の 3 第 1 項)

イ 割賦販売資産等第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産は、その旨の表示と売主の名称等

ウ 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示

エ 短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示

オ 増加償却を行っている資産は、その旨の表示

カ その他当該資産の価格の決定に必要な事項

地方税ポータルシステム (eLTAX<sup>エルトアックス</sup>) を利用し、インターネットによる電子申告の受付を行っています。